

JLSA 発第 1104 号
令和元年 11 月 29 日

正 会 員 各 位
衛生基準認定施設 御中

一般社団法人日本リネンサプライ協会
会 長 山 田 修

隔壁等の構造基準について

標記について、当協会が定める「リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準」（以下「衛生基準」という。）に規定する隔壁等（未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないように区分するために設けられるものをいう。）の構造・材質等について、下記 1 のとおり、具体的な基準を定めたので通知します。

なお、過去に衛生基準認定を受けた施設であって、この基準に抵触するおそれのあるものについては、下記 2 を参照の上、早急に改善をするようお願いいたします。

記

1. 隔壁等の構造基準

(1) 隔壁等（未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないように区分するために設けられるものをいう。）は、半永久的な材質により設置しなければならない。また、隔壁等は、高さ 180 cm 以上で、床に固定された構造物であって、ワゴンの衝突等の衝撃に耐えられる程度の十分な強度を有する構造（ワゴンが隔壁等に衝突しないようにする構造体の設置等を含む。）でなければならない。

(2) 美観や安全確保等のために、透明性のあるビニールシート（軟質塩化/PVC、厚手のもの）で隔壁等を設置する場合は、ワゴンが隔壁等に衝突しないようにするための保護バーや保護金物等を併設しなければならない。（ブルーシート、布等は認められない。）

* 別添「ビニールシート隔壁の場合の例」を参照

2. 認定施設における改善措置

過去に認定を受けた施設で、ビニールシートを活用した隔壁等があり、その使用を継続する場合には、速やかにその構造や強度等をご確認の上、必要に応じてワゴンの衝突等の衝撃に耐えられる程度の十分な強度を有する構造（ワゴンが隔壁等に衝突しないようにする構造体の設置等を含む。）にするための改補修を行うものとする。

ビニールシート隔壁の場合の例

